

## 北海道アウトドア活動振興条例の点検・検証について（案）

令和 6 年（2024 年）10 月

経済部観光局観光振興課

## 1 条例の点検・検証の基本的考え方

北海道アウトドア活動振興条例（平成 13 年 10 月 19 日条例第 55 号）は、「平成 21 年 4 月 1 日から起算して 5 年を経過するごとに、…（略）…条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」旨を規定しており（附則第 2 項）、本年度が見直し年となっている。

そのため、「条例の見直しに係る基本方針について（平成 20 年 7 月 1 日総務部長決定）」に基づき、必要性や効果、適法性などの視点に沿って本条例の点検・検証を行う。

## 2 条例の点検・検証

## (1) 条例制定時（平成 13 年）における状況

社会的 背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の特性を生かした地域づくりの必要性</li> <li>・ 資源浪費型社会から環境重視型社会へ</li> <li>・ 経済優先から生活の質の豊かさへの関心の変化</li> <li>・ 「個」を重視した社会の到来に伴う価値観やニーズの多様化</li> </ul>
アウトドア活動 をめぐる環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 北海道は、豊かな自然に恵まれた本格的なアウトドア活動に適した地域であり、多くの人々が登山、カヌー、ホーストレッキングなどを体験</li> <li>・ アウトドア活動は、心に豊かさや潤いをもたらすとともに、人材育成、地域づくりや北海道らしいライフスタイル形成に寄与</li> <li>・ 一方で、利用者、関連ビジネスの急激な拡大に伴う事故の発生や、環境負荷の増大、サービスの質の低下などの課題が発生</li> </ul>
条例制定の 必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アウトドア活動を行うに当たっては、自然環境を適切に保全し、地域住民の生活などとの調和を図るとともに、安全への配慮が求められる</li> <li>・ アウトドア活動を振興していくためには、課題に対応し、安全で楽しくアウトドア活動を行うことができる環境を整えることが必要</li> <li>・ このような考え方に立って、アウトドア活動の振興に関し、道の責務並びに道民等、アウトドアガイド及びアウトドア事業者の役割を明確にし、北海道全体として取組を総合的かつ計画的に推進していくための理念や基本的施策について規定する条例が必要</li> </ul>
姿勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アウトドア活動の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって人と自然とのふれあいを通じて心の豊かさや潤いを実感できる社会の実現に寄与する</li> </ul>

(2) 条例に基づく振興推進計画及び制度の策定経過

年	北海道アウトドア活動振興条例	北海道アウトドア活動振興推進計画	北海道アウトドアガイド資格制度	北海道ATガイド資格等認定制度
H13.10月 (2001年)	条例の公布・施行			
H14.4月 (2002)			創設・運用開始	
H14.6月		推進計画（第1期）策定		
H20.3月 (2008)		推進計画（第2期）策定		
H20～21年度	点検実施 (→現行どおり維持)			
H23.7月 (2011)			新たな資格制度の運用開始	
H25.5月 (2013)		推進計画（第3期）策定		
H26年度 (2014)	点検実施 (→現行どおり維持)			
H30.3月 (2018)		推進計画（第4期）策定		
R元年度 (2019)	点検実施 (→現行どおり維持)			
R3年度 (2021)		推進計画（第5期）策定		
R5.9月 (2023)				資格制度の創設・運用開始

(3) 条例に基づく施策の実施状況

条例	実施状況等 (主なもの)
第7条 振興推進計画の策定	「北海道アウトドア活動振興計画」の策定
第8条 道民の理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アウトドアガイド資格制度 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ アウトドア講習制度</li> </ul> </li> <li>・ アウトドア活動振興環境整備事業費</li> <li>・ 山岳遭難防止対策事業</li> </ul>
第9条 アウトドアガイドの育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アウトドアガイド資格制度 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ アウトドア検定制度・アウトドアガイド制度・人材育成機関制度・更新時講習制度・マスターガイド制度</li> </ul> </li> <li>・ ATガイド認定制度</li> <li>・ アドベンチャートラベル推進事業</li> <li>・ 新しいガイド制度実現に向けた環境整備事業</li> <li>・ AT人材育成事業・能力向上事業</li> <li>・ アウトドア活動振興環境整備事業【再掲】</li> </ul>

第10条	アウトドア事業者の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アウトドアガイド資格制度 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 優良事業者制度・人材育成機関制度</li> </ul> </li> <li>・ ATガイド認定制度【再掲】</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アドベンチャートラベル推進事業【再掲】</li> <li>・ 中小企業総合振興資金貸付金</li> </ul>
第11条	アウトドア活動者等への普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アウトドアガイド資格制度【再掲】 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ アウトドア講習制度・アウトドア検定制度・人材育成機関制度・マスターガイド制度</li> </ul> </li> <li>・ アウトドア活動振興環境整備事業費【再掲】</li> <li>・ 山岳遭難防止対策事業【再掲】</li> <li>・ 自然環境保全監視費</li> </ul>
第12条	環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アウトドアガイド資格制度【再掲】 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ アウトドア講習制度・アウトドア検定制度・アウトドアガイド制度・優良事業者制度</li> </ul> </li> <li>・ ATガイド認定制度【再掲】</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林整備事業費</li> <li>・ 道立の森維持運営費</li> </ul>
第13条	推進体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アウトドアガイド資格制度 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 資格制度推進委員会の設置・資格制度業務センターの認定</li> </ul> </li> <li>・ ATガイド認定制度【再掲】</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の魅力を活かした観光地づくり推進事業</li> <li>・ 北海道教育旅行活性化事業</li> <li>・ アドベンチャートラベル推進事業【再掲】</li> <li>・ ATガイド能力向上事業【再掲】</li> </ul>

(4) 資格制度における統計数値等（過去5年間の推移）

	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
アウトドア講習修了認定者数(人)	72	74	137	126	134
アウトドア検定合格認定者数(人)	17	5	2	17	24
アウトドアガイド資格保持者数(人)	512	500	518	530	571
マスターガイド資格保持者数(人)	35	33	32	36	37
優良事業者登録数(者)	26	29	28	25	33
ATガイド資格保持者数(人)	-	-	-	-	27

(5) 点検・検証

見直しの視点	考え方
必要性	<p>(課題の適時性)</p> <p>条例制定により対応しようとした事故発生の防止、環境負荷の軽減、ガイドサービスの質向上といった課題は、現在においても引き続き対応すべきである。</p> <p>(条例による対応の必要性)</p> <p>人命に関わる事故の発生や、自然環境への悪影響などといった問題に対応するには、引き続き条例の形式で規範を制定する必要がある。</p> <p>(道が対応する必要性)</p> <p>アウトドア活動の振興においては、特に安全の確保や自然環境の保全等に対する配慮を必要とすることから、道として、道民、アウトドアガイド・事業者、行政機関と連携を図りながら、施策を総合的かつ計画的に展開していく必要がある。</p>
条例の効果	<p>条例に基づく振興推進計画による施策の展開、資格制度の運営により、必要な人材・事業者の育成や普及啓発などが行われ、アウトドア活動の環境整備が進められており、現行規定により着実な進展が図られている。</p>
基本方針との適合性	<p>本条例の内容は、道の長期総合計画における基本方向と適合したものとなっており、本条例に基づく「北海道アウトドア活動振興推進計画」は、施策別計画に位置付けられている。</p>
適法性及び規定の適正化	<p>本条例の規定は、現行法令と抵触する条項はなく、また社会情勢の変化等に伴い適切でなくなった表現や規定の運用に当たり解釈に疑義が生じる表現も見当たらないため、改正を要する事項はない。</p>
点検・検証の結果	<p>各見直しの視点に沿って点検・検証を行った結果、現行条例の目的や基本理念、基本的施策等に関する各規定は概ね妥当であり、本条例を現行どおり維持することが適当である。</p>

## 参考 北海道アウトドア活動振興条例の概要

### 第1章 総則（第1条－第6条）

- 目的（第1条）  
アウトドア活動の振興に関し、基本理念を定め、並びに道の責務並びに道民等、アウトドアガイド及びアウトドア事業者の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、アウトドア活動の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって人と自然とのふれあいを通じて心の豊かさや潤いを実感できる社会の実現に寄与する。
- 定義（第2条）  
「アウトドア活動」、「アウトドアガイド」、「アウトドア事業者」
- 基本理念（第3条）  
「人と自然との共生」、「地域に根ざした個性豊かな人材の育成及び確保」、「北海道らしいライフスタイルの形成ならびに関連する産業活動の活発化」

道の責務（第4条）	道民等の役割（第5条）	ガイド及び事業者の役割(第6条)
◇アウトドア活動の振興に関する総合的かつ計画的な施策の策定及び実施 ◇国及び市町村との緊密な連携	◇道民は、基本理念に対する理解を深め、アウトドア活動を通じて自然環境を保全する心を育てること及びアウトドア活動が生活に根ざした、北海道らしいライフスタイルを形成することの意義を認識 ◇アウトドア活動を行う者は、自ら安全に配慮し、自然環境を保全するとともに、地域の住民生活、産業活動等に配慮	◇アウトドア活動を行う者にサービスを提供する場合には、安全に配慮した質の高いサービスを提供し、自然環境を保全するとともに、地域の住民生活、産業活動等に配慮 ◇アウトドア活動を行う者に対する安全の確保、自然環境の保全等のために必要な指導

### 第2章 アウトドア活動の振興に関する基本的施策（第7条－第14条）

- 道の振興推進計画の策定（第7条）
  - ・ 策定又は変更時に道民の意見を反映するための必要な措置
- 道民の理解の促進（第8条）
  - ・ アウトドア活動に対する道民の理解の促進に資するため、情報の提供その他の必要な措置
- アウトドアガイドの育成（第9条）
  - ・ 優れたアウトドアガイドを育成するため、ガイドの知識及び技術を客観的に評価すること等により、その資質向上の意欲が高められ、その社会的評価の向上が促進されるような制度の構築その他の必要な措置
- アウトドア事業者の育成（第10条）
  - ・ 良質なアウトドア事業者を育成するため、アウトドア事業者が提供するサービスの内容を明らかにすること等により、その資質向上の意欲が高められるような制度の構築その他の必要な措置
- アウトドア活動を行う者等に対する普及啓発等（第11条）
  - ・ アウトドア活動を行う者、アウトドアガイド及びアウトドア事業者が自然環境を保全し、及びその地域の住民生活、産業活動等に配慮してアウトドア活動等を行うよう、これらのものに対するマナー等の普及啓発その他の必要な措置
- 環境の整備（第12条）
  - ・ より多くの人々がアウトドア活動を安全に、楽しく行うことができる環境を整備するために必要な措置
- 推進体制の整備（第13条）
  - ・ 道民、アウトドアガイド、アウトドア事業者、行政機関等が互いに連携してアウトドア活動の振興に取り組むために必要な推進体制の整備
- 財政上の措置（第14条）
  - ・ アウトドア活動の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置

### 附則 見直し規定

- ・ 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。